

改正建築基準法に対する現場からの指摘事項・質問事項について

1. 現場への情報提供について

Q：現場では審査側・申請側双方とも情報が不足し、身動きがとれなくなっているため、改正法の運用に関し迅速かつきめ細かく情報提供してほしい。

A：日本建築行政会議（事務局：（財）建築行政情報センター）の協力のもと、審査側・申請側から寄せられた質疑事項を逐次整理し、Q & A形式により運用方針に関する情報提供を行っているほか、構造審査・検査や構造計算適合性判定の運用解説（マニュアル）が[建築行政情報センターのホームページ](#)に掲載されている。

2. 計画変更への対応について

Q：杭の芯ずれなど施工等の関係上やむを得ず生じる可能性の高い変更事項について、計画変更手続きをとらないですむよう、あらかじめ当初確認時に対処しておく方法を教えてほしい。

A：[建築行政情報センターのホームページに掲載されている「構造審査・検査の運用解説」](#)の第4章に杭の芯ずれに係る具体的な検討例が示されており、その他の事項についても逐次追加していく。

Q：工事スケジュールにできるだけ影響を与えないように計画変更手続き（性能評価や大臣認定の手続きを含む。）を迅速化してほしい。

A：施行規則3条の2に規定する計画変更手続きを要しない「軽微な変更」には該当しないが、比較的軽微な計画変更については、性能評価や大臣認定の手続きを含め、計画変更手続きの迅速化に努めるよう要請する。なお、比較的軽微な計画変更に係る性能評価手数料については、通常の手数料の10分の1に減額しているところ。

Q：構造関係をはじめ、計画変更手続きの不要な「軽微な変更」の範囲を拡大してほしい。

A：施行規則3条の2に規定する「軽微な変更」に構造関係の変更事項を追加することを検討しているが、構造上の影響がない計画変更の範囲の特定が難しく、なお検討に時間を要するので、当面、あらかじめ当初確認時に計画変更を見込んでおく措置により対応することとしている。

3. 申請図書に不整合がある場合の取り扱いについて

Q: 「軽微な不備」として申請図書の補正が認められる範囲を明確化してほしい。

A: 「軽微な不備」については、誤記、記載漏れその他これらに類するもので、申請者等が記載しようとした事項が容易に推測される程度のものと規定されており、技術的助言や運用解説において一定の事例が示されているが、日本建築行政会議の協力のもと、実際の審査案件等を踏まえながら、より具体的な事例についても情報提供をしてみたい。

Q: 不整合箇所の指摘を小出しにして、何回も申請のやり直しとなることのないようにしてほしい。

A: 通常の注意を払って作成された設計図書であれば、図書を一通りチェックした上で、不整合箇所をまとめて指摘をすべきであると考え。ただし、不整合箇所が多数ある杜撰な設計図書についてまで全てをチェックし、申請者側に逐一指摘することは、指針の趣旨に反する。

Q: 申請図書に不整合があった場合、設計者は処分されると巷間いわれているが、処分との関係を明確にしてほしい。

A: 申請図書に不整合があったことで、直ちに建築士法上の不誠実行為等に該当し、処分の対象となるものではない。

4. 申請図書の作成の仕方について

Q: 今回新たに規定された「明示すべき事項」の中には、具体的な記載方法がわからない項目があるので書き方を示してほしい。(水道法の規定が適用される給水装置の構造詳細図など設備関係の項目について指摘が多い。)

A: 具体的な項目を指摘頂ければ、記載事例等を示していく所存。また、関係団体の協力を得て、標準的な設計図書を作成し、建築行政情報センターのホームページに掲載することとしたい。なお、明示すべき事項については、施行規則1条の3第6項の規定により、いずれかの図書に記載してあればよいこととされている。

Q: 申請段階で具体的な設備機器(排煙機、浄化槽等)の品番が確定していない場合において、構造詳細図はどのように作成したらよいのか。

A: 実際に採用が想定される複数の設備機器の構造詳細図を添付するか、又はそれらのうち1機種の詳細図を添付した上で、当該設備機器その他同一仕様(寸法、材料、性能等)の設備を用いることを明示することとし、計画

変更や中間検査等の適切な機会に最終的に採用した設備機器の内容（構造詳細図等）について報告するものとする。

Q：大臣認定書の別添図書の提出が必要とのことだが、防火材料や耐火構造等の認定部材については、全部をコピーするとなれば膨大な量になるので、必要な箇所はどこか明確にしてほしい。

A：認定を受けた構造方法等の仕様（断面の構造、材料の種別及び寸法等）が示されている図書が提出されていればよい。また、当該図書が提出されている場合には、施行規則1条の3第6項の規定により、別途の構造詳細図を添付する必要はない。

Q：今回新たに定められた構造計算概要書の書き方がよくわからないので、教えてほしい。

A：具体的な記載事例を、建築行政情報センターのホームページに掲載していくこととしている。（S造は掲載済み、RC造は7月末までに掲載予定）

5．構造計算の実務に必要なツールについて

Q：構造関係技術基準告示の解説書を早く刊行してほしい。

A：鋭意、編集作業中であり、原稿が固まり次第（7/27頃）主な内容を（財）[日本建築センター](#)や（財）[日本建築防災協会](#)のホームページに掲載するとともに、8月上旬（8/10まで）には発刊する予定である。

Q：新たな大臣認定プログラムを早く出してほしい（旧認定プログラムは新告示に対応していないので使えない。）

A：現在、10数社のメーカーが指定性能評価機関の準備審査を受けていると聞いている。（メーカー毎に差があるものと思われるが、準備審査における指摘を踏まえたプログラムの修正作業等にも相当の時間を要するものと思われる。）なお、当面は旧認定プログラムを用いた確認申請がなされると想定されることから、構造計算の審査を効率的に行うことができるよう、モデル化の妥当性や耐力式等の適用範囲の確認、新告示への対応の確認など旧認定プログラムを使用する場合の注意点を整理し、建築行政情報センターのホームページに掲載しているので参考にされたい。

6．制度の適用関係について

Q：低層建築物でも構造計算適合性判定の対象となる場合があると聞くが、どのような場合に適合性判定が必要になるのかわかりやすく説明してほしい。

A：いわゆる「ルート2」以上の構造計算を行った建築物と「ルート1」の構造計算を大臣認定プログラムを使用して行った建築物が、構造計算適合性判定の対象となると理解されたい。

したがって、階数が3以下のS造であっても、スパンが大きいもの（6mを超えるもの等）、延べ面積が大きいもの（500㎡を超えるもの等）は対象となり、また、高さが20m以下のRC造であっても、耐力壁が一定量以下のものなど、低層建築物でも対象となる。（従来の「特定建築物」が概ねこれに該当するものと理解されたい。）

Q：今回の改正建築基準法の施行により、法6条1項4号に掲げる建築物で建築士が設計した場合の構造関係規定に係る審査省略制度はどうか教えてほしい。

A：今回の政令改正においては、審査省略の対象となる規定のうち、法20条（構造関係規定）について「第4号イに係る部分に限る。」と限定をかけている。これは、審査省略の対象となる規定は、仕様規定全般であり、構造計算に関する規定は除外されている（審査対象となる）ことを明確にしたものである。なお、「建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）」の施行（平成20年12月まで）に合わせ、当該構造関係規定の審査省略制度については、構造設計一級建築士が設計・工事監理を行った場合を除き、廃止することを検討している。

7. 事前相談について

Q：事前相談はどこまで許されるのか明確にしてほしい。

A：料金を徴収したり、設計の支援に類する内容の相談業務を行わない限り、不整合箇所の指摘を含め、法令の解釈や申請図書の記載方法等について事前相談を行うことは、差し支えない。